

伊予市学校給食等配送業務

募集要領

伊予市教育委員会教育総務課

平成 2 7 年 1 2 月 1 8 日

伊予市学校給食等配送業務公募型プロポーザルの実施については、公告によるほか、この募集要領により取り扱うものとする。

1 公募型プロポーザルに付する業務
伊予市学校給食等配送業務

2 業務場所及び業務概要
公告の 2 及び 3 に掲げるとおり

3 業務履行期間
公告の 4 に掲げるとおり

4 業務規模
本業務に関する費用は、327,000,000 円（消費税額及び地方消費税額含む。）以内とし、年度ごとの費用は、次のとおりとする。
平成 28 年度 28,974,684 円以内
平成 29 年度～平成 34 年度 49,670,886 円以内

5 選定委員会の設置
公告の 5 に掲げるとおり

6 参加資格の要件等
公告の 6 に掲げるとおり
(1) 参加資格の判断は、参加表明書等の提出時点を基準とする。
(2) 参加資格確認後から審査結果の決定日までに参加資格要件を欠く事態が生じた場合は、その者を失格とする場合がある。

7 事業者選定等にかかるスケジュール

事 項		日 時 等
①	事業者募集公告	平成 27 年 12 月 18 日
②	募集要領等の公表	平成 27 年 12 月 18 日
③	仕様書その他参加条件に関する質問書の提出期限	平成 28 年 1 月 4 日
④	参加表明書（兼参加資格審査申請書）の提出期限	平成 28 年 1 月 12 日
⑤	提案審査参加通知書の送付	平成 28 年 1 月 18 日（予定）
⑥	提案審査の実施	平成 28 年 1 月 22 日（予定）
⑦	提案審査結果の通知	平成 28 年 1 月下旬（予定）
⑧	業務委託契約の締結	平成 28 年 2 月上旬（予定）

- 8 業務実施にかかる仕様その他の詳細
別途交付する仕様書及び図面のとおり
- 9 質問書の受付及び回答
公告の7（2）に掲げるとおり
- （1） 原則として、持込又は郵送による書類、口頭、電話等による質疑は、受け付けない。質疑受付の終了時刻に関しては、受付場所における着信主義とし、受理しているかどうかの判断は、教育総務課（以下「発注者」という。）が行うものとする。ただし、当該質疑に関する質問者からの電話による受信確認の連絡は、受け付けるものとする。
- （2） 質疑及びその回答は、随時ホームページに公表し、当該質問への回答は、募集要領、仕様書その他への追加又は修正とみなす。
- 10 参加表明書（兼参加資格審査申請書）および提案書等関係書類の提出
公告の7（3）に掲げるとおり
- （1） 支店、営業所等が申請をする場合は、様式第1号—2の委任状を併せて提出すること。
- （2） 受付の終了時刻に関しては、受付場所における着信主義とし、受理しているかどうかの判断は、発注者が行うものとする。
- （3） 無効となる応募書類等は次のとおりとし、その判断は、発注者又は選定委員会が行うものとする。
- ① 提出期限が過ぎたもの
 - ② 様式に添付すべき必要書類の添付がないもので、発注者の指示する日までに提出がなされなかったもの
 - ③ 記載すべき事項の全部又は一部の記載がない、又は誤りがあるもので、発注者の指示する日までに記載または訂正がなされなかったもの
 - ④ 虚偽の内容が記載されているもの
 - ⑤ 履行不可能な内容が記載されているもの
 - ⑥ 記載内容に矛盾があるもの
- （4） 提案書等の製本は、A4判フラットファイルの表紙及び背表紙に「伊予市学校給食配送業務提案書等関係書類」及び応募事業者の「商号又は名称等」を記載し、様式9号を1ページとして順次提出必要書類を綴り提出すること。
- 原則として、A4判（A3判を折り込んでA4判とすることは可）用紙、横書き、左綴じとし、ページ番号を付すこと。
- （5） 見積書は、仕様書に基づき作成することとし、見積金額は、年度毎の見積金額を記入のうえ、6年7ヶ月の総額（消費税及び地方消費税は含まない）を記入すること。
- （6） 見積書に記入する印鑑は、事業者の実印（法務局への登録印鑑）とする。
- （7） 発注者が受理した提出書類は、明らかな間違い、軽微な修正を除き、受理後の内容変更を認めない。ただし、選定委員会から指示、要請があったものについてはこの限りでない。

- (8) 応募事業者から、募集要項等に基づき提出される提案書等関係書類の著作権は、原則として作成者に帰属する。ただし、発注者は、選定結果の公表等に必要な場合には、提案書等関係書類の内容を使用できるものとする。
- (9) 提出された書類等は、理由の如何にかかわらず返却しない。

11 提案審査

公告の7(4)及び(5)に掲げるとおり

- (1) 提案審査の参加有資格者には提案審査参加通知書(様式第7号)を平成28年1月18日(予定)に電子メール及び郵送(原本)により通知する。なお、通知書に併せて提案審査(プレゼンテーション及びヒアリング)に係る詳細の事務連絡を行う。
- (2) 審査は、伊予市学校給食等配送業務事業者選定基準(以下「選定基準」という。)に基づき、提案書等関係書類の審査、プレゼンテーション並びにヒアリング審査を行う。
- (3) 提案審査に参加する事業者(以下「提案者」という。)が1者の場合においても審査を行い、選定委員会において適切な履行が可能と判断した場合は、優先交渉権者とする。
- (4) プロジェクター、パソコン等を使用してプレゼンテーションを行う場合は、提案者において準備すること。(スクリーンのみ発注者で準備する。)
- (5) 発注者が提案に係る追加資料の提出を求めた場合には、迅速に応じること。
- (6) プレゼンテーションの参加者は3名までとし、業務責任者として専任予定の者は、必ず出席すること。
- (7) プレゼンテーション及びヒアリング審査の順番は、受付順とする。ただし、辞退者が出たときは、順次繰り上げることがある。
- (8) 応募者が提案を辞退する場合は、必ず参加辞退届(様式第8号)を提出すること。

12 業務請負契約の締結

- (1) 発注者は、優先交渉権者として選定された提案者と契約締結に向けて詳細について協議し、契約締結に向けた調整を行う。
- (2) 優先交渉権者と契約締結に至らなかった場合は、次に得点が高い提案者から順に契約交渉を行い、合意に達した提案者と契約を締結する。ただし、選定委員会が適切でないと判断した提案者は、この限りでない。

13 その他

- (1) 業務責任者選任予定書兼経歴書(様式第16)に記載した者は、変更することができない。なお、合理的な理由により止むを得ず変更しようとする場合であっても、新たな業務責任者は、変更前の業務責任者と同等の経験等を有すること。

- (2) 選定結果等について不服及び異議申立てをすることはできない。
- (3) 契約後、本業務の履行のために必要な準備は、公告の4に掲げる配送業務の履行開始前に自らの費用負担により行うこと。

14 事務局

伊予市教育委員会事務局 教育総務課

〒799-3113

伊予市米湊 768 番地 2

電話番号 (089) 989-9871 内線 733

FAX 番号 (089) 983-2551

電子メールアドレス kyouikusoumu@city.iyo.lg.jp